

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>32 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～31 (略)	(略)	32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>32 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県(以下、「東日本全域」といいます。)の区域をまたがるもの</td> </tr> <tr> <td>33～35 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>36 接続対象地域</td> <td>相互接続通信を行うことができる地域</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～31 (略)	(略)	32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県(以下、「東日本全域」といいます。)の区域をまたがるもの	33～35 (略)	(略)	36 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域
用 語	意 味																
1～31 (略)	(略)																
32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの																
用 語	意 味																
1～31 (略)	(略)																
32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県(以下、「東日本全域」といいます。)の区域をまたがるもの																
33～35 (略)	(略)																
36 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域																
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	(略)	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td><u>ア (略)</u> <u>イ 2(料金額) 2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点で接続する場合に適用します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<u>ア (略)</u> <u>イ 2(料金額) 2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点で接続する場合に適用します。</u>				
区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	(略)																
区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<u>ア (略)</u> <u>イ 2(料金額) 2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点で接続する場合に適用します。</u>																

2 料金額  
2-1~2-2 (略)

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

		区 分	単 位	料金額	備 考
IP 通 信 網 県 間 区 間 伝 送 機 能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	(略)
		ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	(略)		
		Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)		
		LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
		LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	(略)
		LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	9,210,000円	IPoE方式により接続を行う事業者に適用します。

2 料金額  
2-1~2-2 (略)

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

		区 分	単 位	料金額	備 考
IP 通 信 網 県 間 区 間 伝 送 機 能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	(略)
		(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	(略)		
		(3) Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)		
		(4) LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	(略)
		(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	ア 東京都内の設置場所において接続する場合(接続対象地域は東日本全域とします。)  イ ア以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額  8,290,000円	IPoE方式により接続を行う事業者に適用します。

附 則 (平成31年3月7日東相制第18-00104号)  
この改正規定は、平成31年3月8日から実施します。